

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和8年3月31日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見等は次のとおりであった。

- ・ 平成21年に事業が中止と判断されたとのことだが、旧計画に何か課題があったのか。もしあったということであれば、現計画においては、その課題への対策は講じられているのか。
- ・ 川辺川ダムの効果そのものに疑問を持つ意見が複数出ていると認識しているが、例えば、事業者が行った令和2年7月豪雨を想定したシミュレーションにおける「被害が軽減される」との説明は、本当に信用してよいものなのか。
- ・ アユをはじめとする生態系に関する対応について、環境影響評価の実施時点で想定される環境保全措置だけでなく、供用後に想定外の課題が発生することを前提としたフォローアップも重要と考えるが、どう対応することとしているのか。
- ・ 環境影響評価を踏まえた対応を巡って、事業者と関係者との認識の相違により、合意形成に至らないといった事例が一般に見受けられることから、事業者は環境への影響について、今後も引き続き説明されるのがよいのではないか。

- ・ 川辺川ダムは、その他の治水対策と併せ、球磨川流域としての総合的な治水対策の一環として実施されるものと理解している。一方で、反対意見の中には川辺川ダム単体の効果のみに着目した意見も少なくなく、今回の事業を捉えるに当たっての前提にズレが生じているのではないかと懸念している。

以上